

隨意契約理由書

件 名	児童手当システム令和7年度番号制度対応業務
契約の相手方	富士通 Japan 株式会社 関西公共第二ビジネス部
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約理由	<p>児童手当システム(以下「本システム」といいます。)は富士通 Japan 株式会社が独自に開発を行ったものです。今回締結する契約は、令和7年度における番号制度の改正に伴い、本システムに必要な改修を加えるものです。</p> <p>そのため、他の事業者では適切かつ確実な作業ができず、本システムの安定使用及び品質の確保に支障をきたす恐れがあるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものです。</p>
備考	